



写真 4-2-19 田代原（令和 5 年（2023）11 月）



写真 4-2-20 田代原（令和 4 年（2022）11 月）

第3節 構成要素の特定

本質的価値Ⅰ、本質的価値Ⅱの構成要素とその概要および地点を示したものが表4-3-1・2および図4-3-1～5である。また、図4-3-6は温泉街周辺の史跡を示した図である。

表4-3-1 本質的価値Ⅰ 構成要素

価 値		構成要素名		文化財指定	概 要
本 質 的 価 値 Ⅰ	(1) 火山活動により形成された自然景観	1	平成新山	国天然記念物	平成2年(1990)～平成8年(1996)にかけて噴火活動を行った標高1482.7mの活火山。水蒸気爆発に始まり、溶岩ドームの出現、火砕流の発生、終息まで、火山現象が目撃された活火山として価値がある。
		2	九千部岳	—	標高1,062m。山頂には岩が立ち並ぶ。平成新山をはじめ雲仙の山々、眼下には橋湾・有明海・大村湾のほか、澄んだ日には阿蘇・九重・由布岳も眺望できる。
		3	国見岳	—	標高1,347m。ドーム状の山頂部は、風の影響で丈の低い低木林や草原となっている。
		4	妙見岳	—	標高1,333m。山の東側は切り立ったカルデラ壁となっている。
		5	普賢岳	—	標高1,359m。雲仙岳の主峰の一つで、平成新山を間近に見ることができる。
		6	野岳	—	標高1,142m。妙見岳・普賢岳・平成新山の景観が見事。橋湾・有明海・雲仙温泉等雄大なパノラマが眺望できる。
		7	矢岳	—	標高940m。雲仙地獄の東側に位置する溶岩円頂丘で、山の形が三角錐になっていることからこの名前がついている。西側斜面は「崩壊壁」と呼ばれる岩屑なだれが堆積した箇所である。
		8	綱笠山	—	標高879m。30～15万年前の噴火によって形成された山である。大正12年(1923)年、長崎県立長崎観測所付属温泉岳観測所が創立され、山頂に測候所が建てられた。現在、主な観測機能は温泉街の雲仙岳特別地域気象観測所に移管されているが、山頂には風向風速計が建てられているほか、旧測候所の境界を示す石柱が残存している。
		9	高岩山	—	標高881mの溶岩円頂丘で、山頂部には巨石が多く、南西側には安山岩質の柱状節理の断崖があり、別名ロックヒルとも呼ばれている。
		10	雲仙地獄	—	標高700m程の火山ガスの噴気孔。水蒸気を主体に炭酸ガス、硫化水素ガスが激しく噴出している。周辺の岩石は噴気や温泉の熱と酸性水の影響で変質し、白く脱色した粘土状の温泉余土となっている。
		11	旧八万地獄 (月面地獄)	—	噴気孔の跡で月面の凸凹に似た地形を呈す。火山の誕生から植物の侵入の過程が分かりやすく見られる。かつてミョウバンをとっていた。
	(2) 雲仙にみられる 特有・特異な植生	12	普賢岳紅葉樹林	国天然記念物	標高1,359mの普賢岳一帯は、原始性の高い落葉広葉樹林で覆われ、11月初旬の紅葉期に美観を呈する。コハウチワカエデ群落が発見された面積を占め、各所にある安山岩の崖地の肩部分には常緑樹のヤマグルマが生育する。
		13	野岳イヌツゲ群落	国天然記念物	イヌツゲはモチノキ科の低木であるが、野岳山頂付近では高さ6m、幹径20cmに達する巨木が生育していて、特異な群落を作っている。そのほか、ニシキウツギ・ミヤマキリシマ・モミも生育している。
		14	池の原ミヤマキリシマ群落	国天然記念物	池の原は海拔800mにあり、ミヤマキリシマが群生する。ミヤマキリシマは九州の火山地帯特有のツツジ科半常緑の低木であるが、池の原はその代表的な群生地である。
		15	地獄地帯シロドウダン群落	国天然記念物	火山性ガスを噴出する硫気孔(通称：地獄)では、噴気に弱い植物が姿を消し、抵抗性のある植物だけが生育している。シロドウダンは亜硫酸ガスに強いツツジ科の植物で、指定地は代表的な群落として価値が高い。
		16	原生沼沼野植物群落	国天然記念物	綱笠山の東麓にある約1.2haの小湿原で、シカクイ群落・ハリミズゴケ群落・オオミズゴケ群落などの湿原群落のほか、乾燥したところではウンゼンザサ群落となっている。九州では数少ない北方系のカキツバタの野生地であり、泥炭形成植物が発生する地域の代表的なものとして価値が高い。
	(3) 良好な眺望地点	17	妙見岳展望所	—	仁田峠からロープウェイを利用して約3分まで到着する。雲仙温泉街、ゴルフ場のほか、北東に平成新山、普賢岳、北に国見岳がそびえる。
		18	仁田峠	—	妙見岳と野岳の鞍部にあり、春はミヤマキリシマ、秋は普賢岳の紅葉、冬は霧氷の見どころとして絶好の展望地となっている。
		19	矢岳展望デッキ	—	眼下に雲仙ゴルフ場が広がる。地元ボランティアによる植栽事業が実施されたところもある。
		20	綱笠山	—	標高879m。雲仙温泉街に近く、四方の眺望がすばらしいため、古くから散策コースとして親しまれている。近代には、外国人が山頂から見る落日を讃えて「サンセットヒル」と呼ばれていた。

表 4-3-2 本質的価値Ⅱ 構成要素

価 値		構成要素名		文化財指定	概 要
本質的価値Ⅱ	(1) 古代～近代の歴史的景観				
	①古代から続く修験道の遺構群	21	満明寺	—	大宝元年(701)行基により開山。山号は温泉山。古代から中世にかけて繁栄を極めたが、16世紀にキリシタンの焼き討ちにあって焼失した。寛永17年(1640)に島原藩主として着任した高力忠房によって再興された。
		22	温泉神社(四面宮)	—	満明寺と同じく大宝元年(701)創立と伝わる。四面宮とも呼ばれ、九州の守護神であったと言われる。
		23	鬼石	—	旧八万地獄の歩道沿いにある巨大な岩で、『温泉山縁起』にはこの岩にまつわる男女の鬼の伝承が残る。
		24	大黒天磨崖仏	—	巨岩の裂目の奥に大黒天を彫り込んだもので、俵に乗って右手に小槌を持つ。大黒天は密教とともに日本に伝わり、大国主命と神仏習合してできた神で、七福神の一柱としても知られている。
		25	一切経の滝	—	巨木が立ち並ぶ深山幽谷の場所にある。満明寺開山の行基が堂を建て、仏道修行の道場としたと伝わる。
		26	片足鳥居	—	温泉神社の第一鳥居で、かつてこれより山側は女人禁制であった。文政10年(1827)に北有馬の八木与一兵衛が建立。
	②近代以降の避暑地の面影を残す遺構群	27	テニスコート	—	大正2年(1913)に県営テニスコートとして開設。
		28	ゴルフグラウンド	—	大正2年(1913)に県営ゴルフ場として開設。9ホール。日本で最初のパブリックコースである。
		29	雲仙観光ホテル	国登録有形文化財	昭和10年(1935)竣工。地下1階・地上3階建てで、地下と地上1階が鉄筋コンクリート造、2階・3階は木造としている。外観はスイス・シャレー式と呼ばれる山小屋風のデザインを基調とする。外壁や内部意匠に半丸太張りやハーフ・ティンバー風の造形が随所に繰り返され、落ち着いた雰囲気と重厚で温かみのある木質感が漂っている。
	(2) 独特の生業景観				
	①近世に開発された溜池	30	諏訪池	—	断層活動によって生じた窪地をせき止めて造られた人造の農業用水地。
		31	白雲池	—	約1haの人造池。池の周りにキャンプ場が整備されている。
		②近世以降放牧地として利用された草原	32	田代原	—
本質的価値に準じる要素		—	雲仙温泉	—	絹笠山と矢岳に挟まれた標高700mの小盆地内に自然湧出している。別所～古湯～新湯地区と小地獄地区からなる。泉質は酸性の硫黄泉で、泉温は80℃以上の高温泉である。『肥前国風土記』にも記載された古くから知られる温泉である。
		—	古湯温泉街	—	承応2年(1653)に加藤善左衛門が湯つぼを開き延暦湯と命名したのがはじまり。加藤家は代々湯守として共同浴場の管理にあたった。
		—	小地獄温泉	—	享保16年(1731)に浴場を作ったのがはじまり。古湯(北温泉)に対して南温泉ともいう。
		—	新湯	—	明治11年(1878)に開発。日本人浴槽とは別に洋人風呂を設け、混浴を避けるなど、外国人向けの温泉として新たに開発された。
		—	北の風穴	—	冷気が噴出し、真夏でも肌寒い。かつては氷の貯蔵庫として利用されていた。
		—	西の風穴	—	20人ほどが入れる風穴で、夏は4℃、冬は0℃程度。現在は火山活動の監視場所としても利用されている。
本質的価値の理解に資する要素		—	温泉山石書法華塔碑銘	—	満明寺の境内に残る石碑。文化10年(1813)に僧恵純が建立したもので、由緒ある霊山である温泉山を「日本山」と呼び讃えている。
		—	木花開耶姫神社	—	陰陽石を祀る。木花開耶姫は火中出産の説話から火の神として祀られている。
		—	知恩堂	—	巨石を掘りぬいたトンネルの先にある。豊田カヨ尼僧によって開山。
		—	七日廻りの石	—	温泉山は女人禁制であったが、禁制を破って入ってきた母親の伝承が残る岩。
		—	満明寺文書	—	満明寺に関連する文書類
		—	加藤家文書	—	湯守役であった加藤家に関連する文書類
		—	近現代の古写真・絵葉書	—	「雲仙お山の情報館別館」所蔵および個人蔵の明治期から昭和期の古写真・絵葉書などの資料

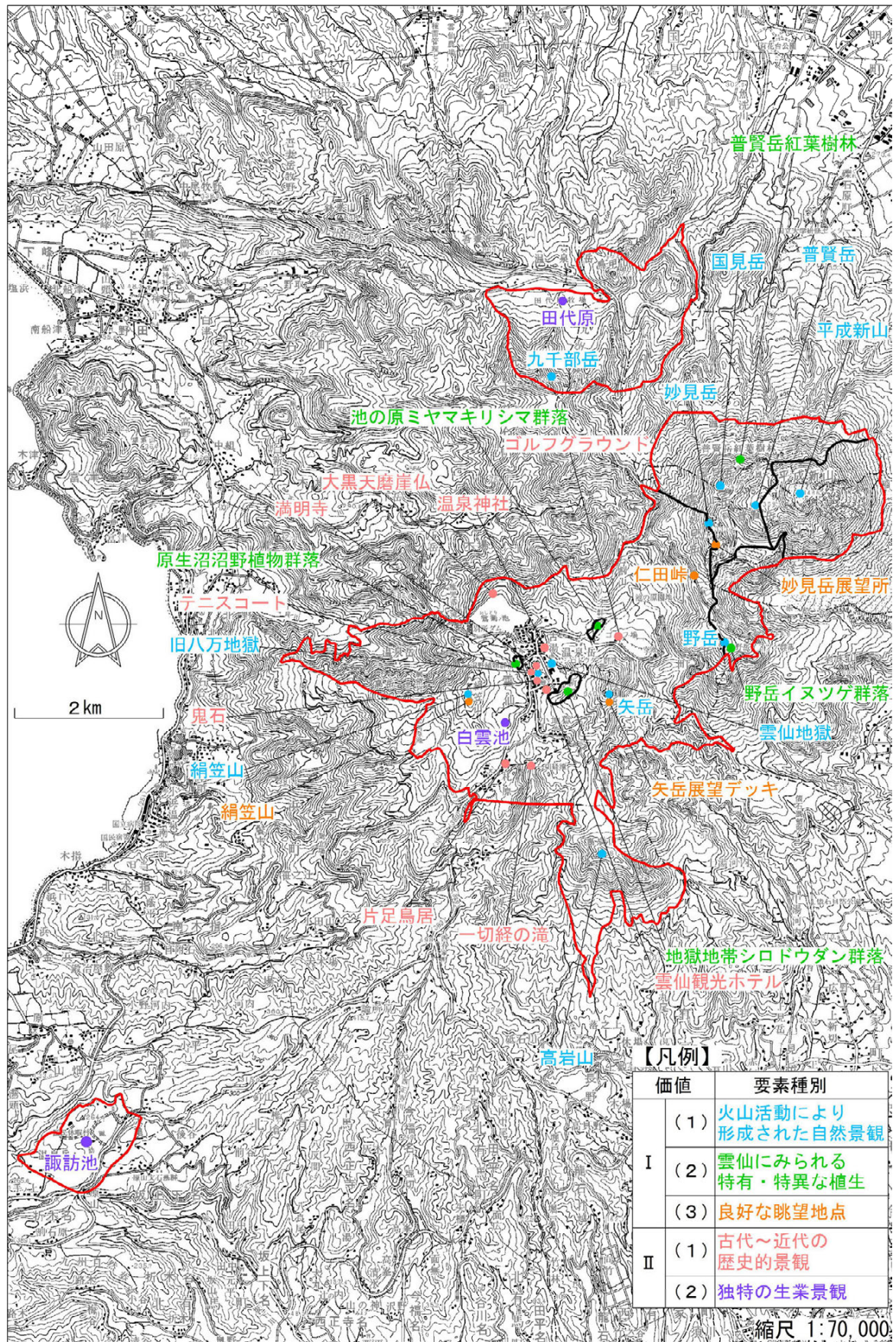


図 4-3-1 構成要素分布図

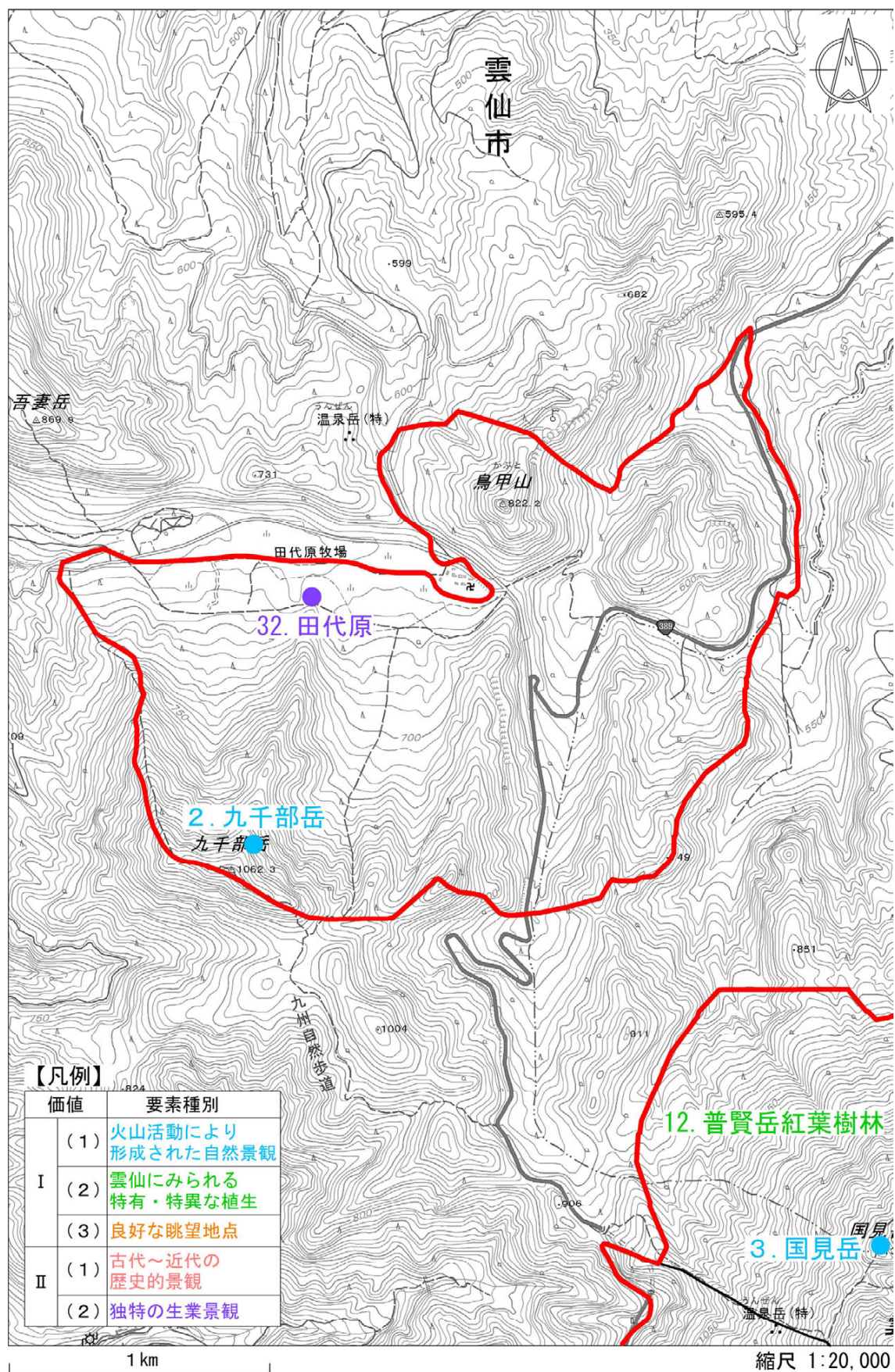


図 4-3-2 構成要素分布図（田代原周辺）※番号は表 4-3-1・2 と対応

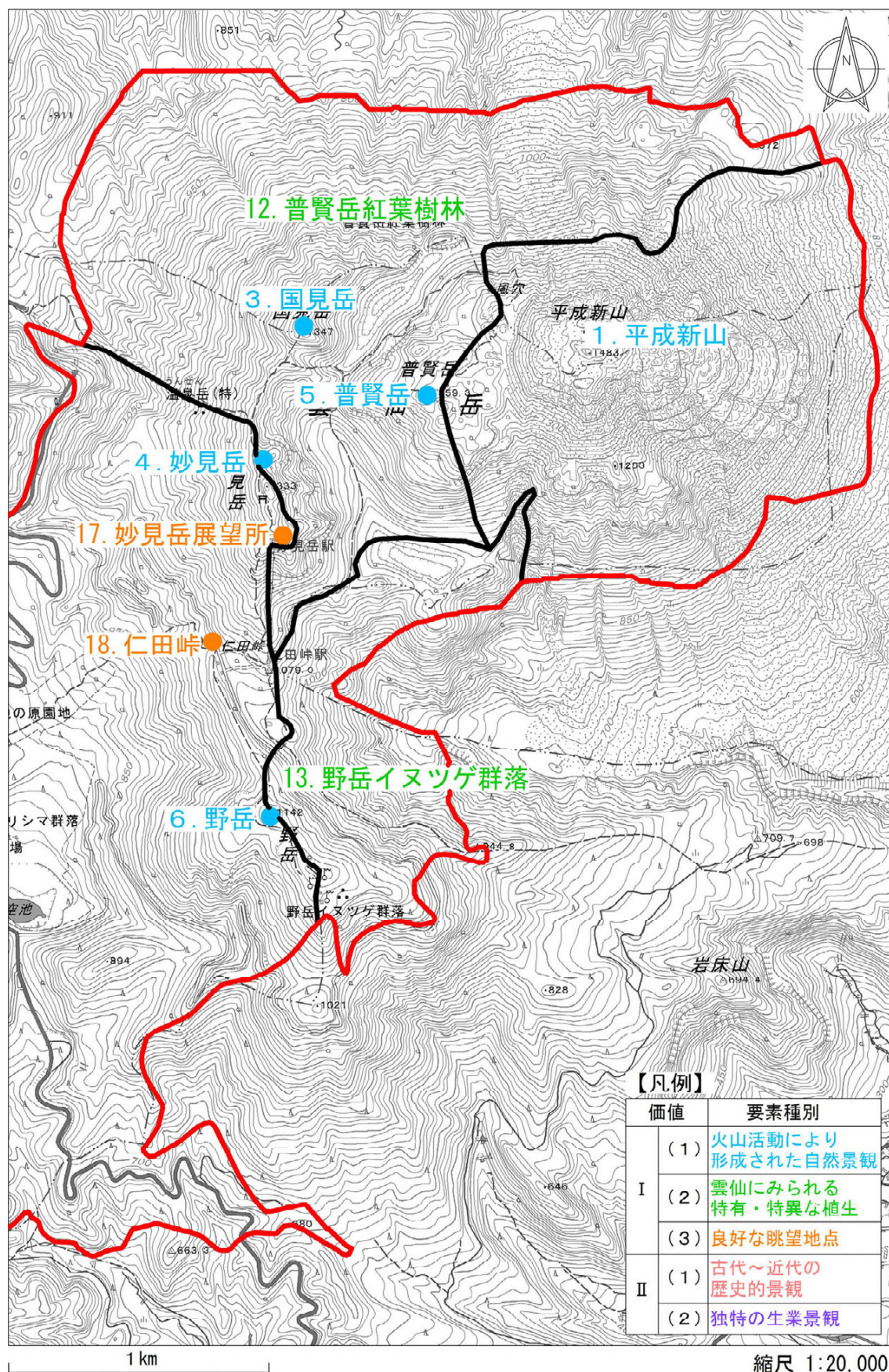


図 4-3-3 構成要素分布図（普賢岳周辺）※番号は表 4-3-1・2 と対応

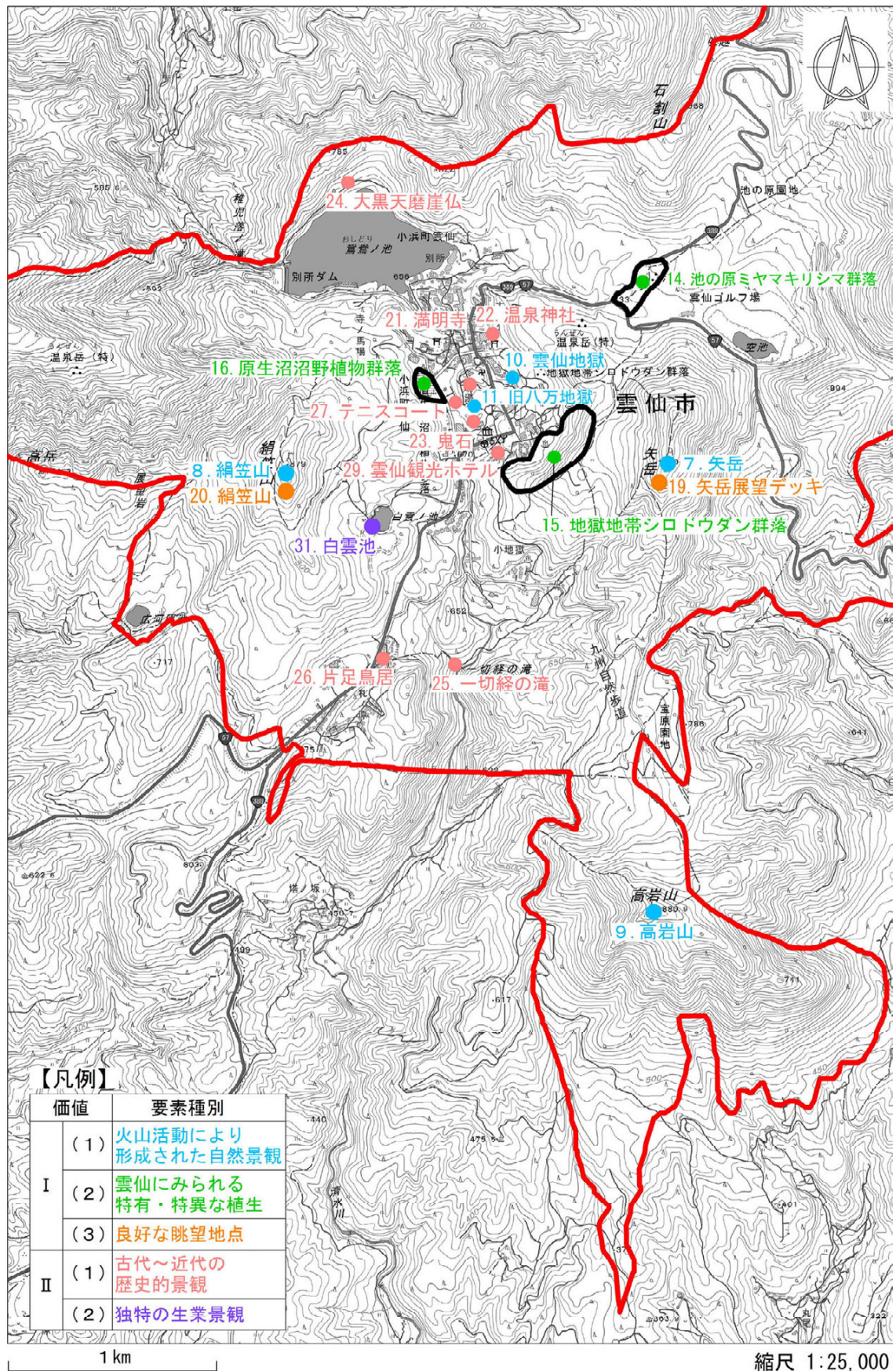


図 4-3-4 構成要素分布図（温泉街周辺）※番号は表 4-3-1・2 と対応

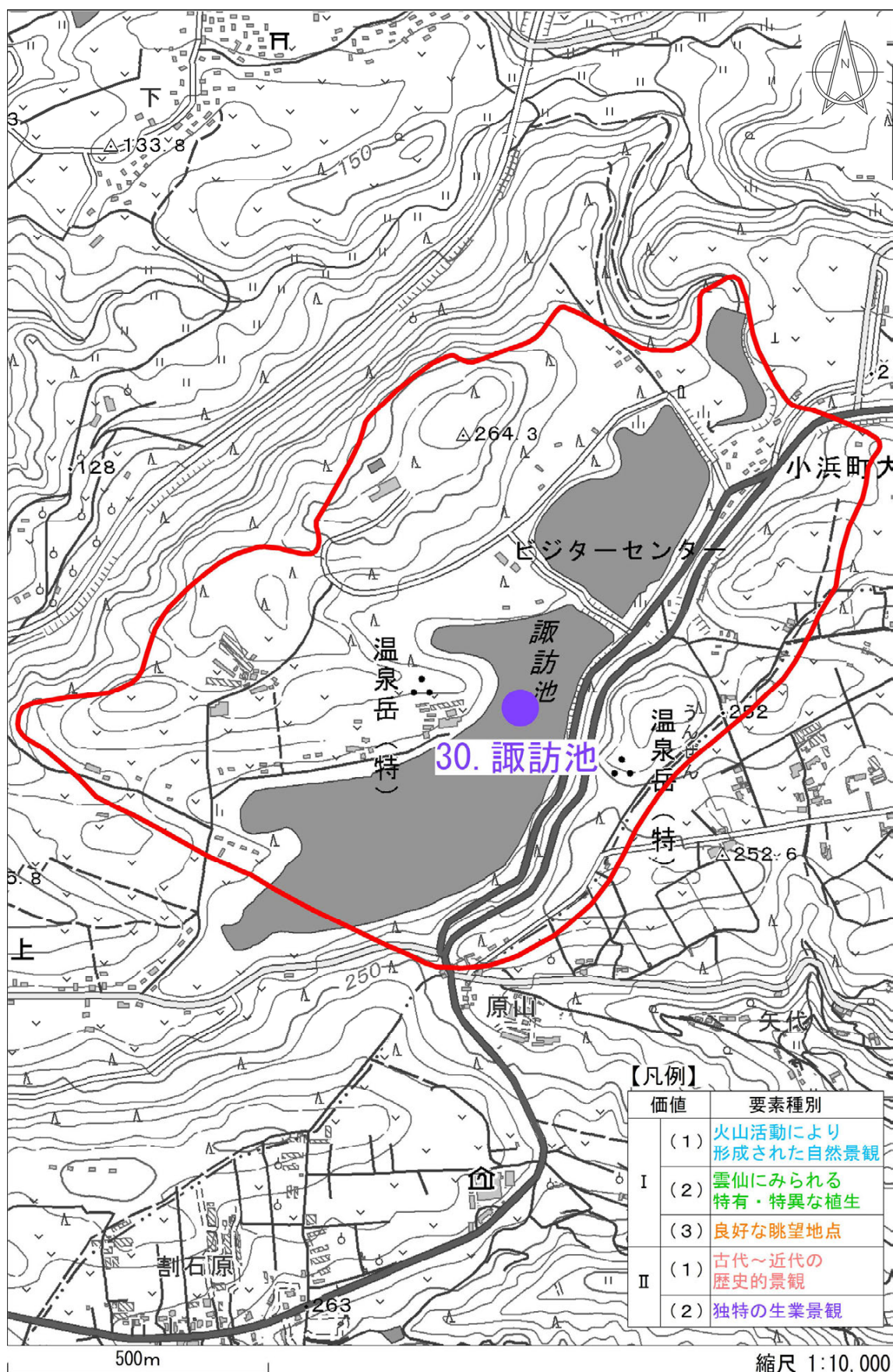


図 4-3-5 構成要素分布図（諏訪池周辺）※番号は表 4-3-1・2 と対応

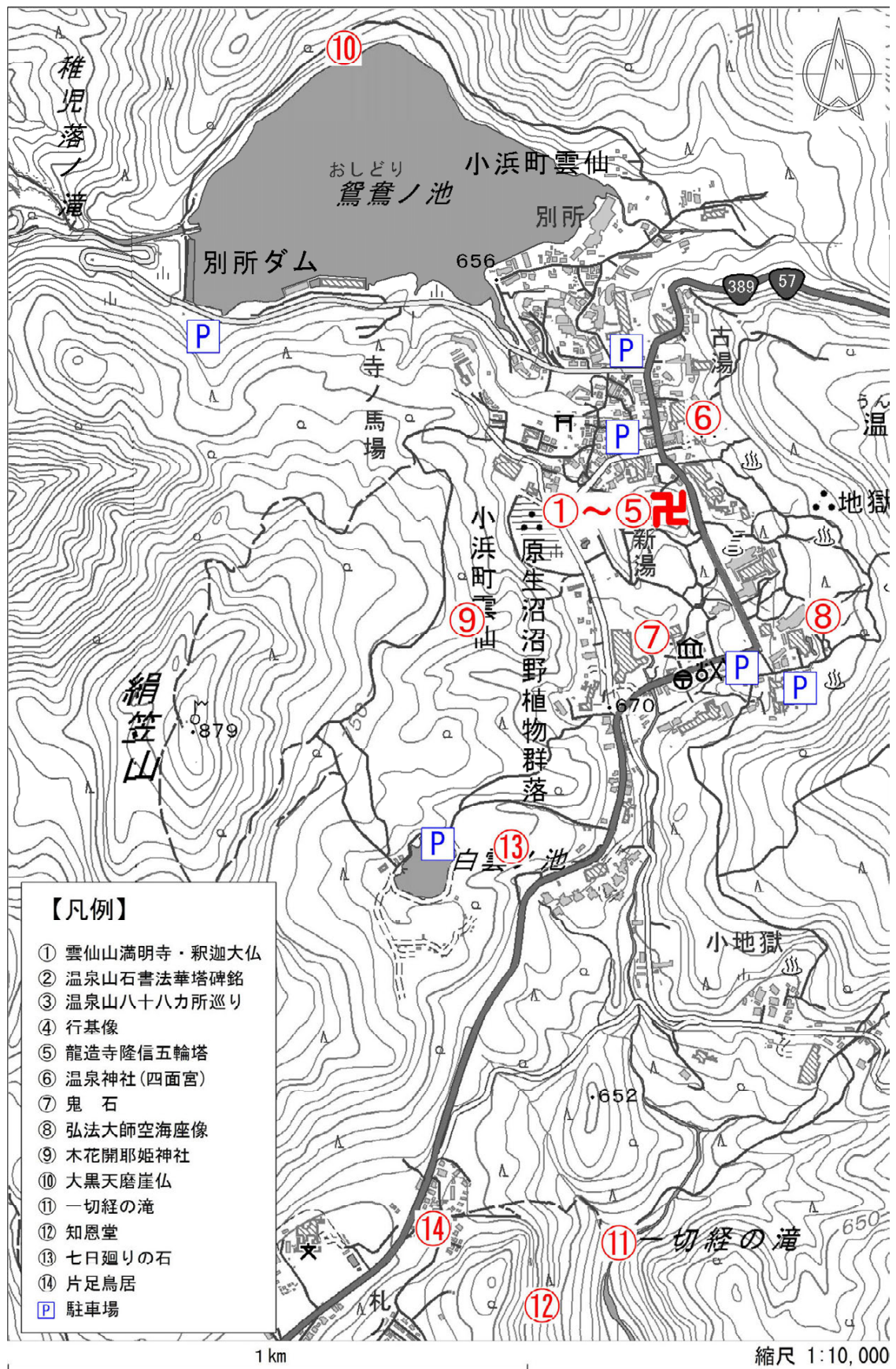


図 4-3-6 温泉街周辺史跡分布図

第5章 現状と課題

第1節 管理主体ごとの現状と課題

特別名勝温泉岳は、環境省等による国立公園としての管理、林野庁等による国有林としての管理、文化庁等による文化財としての管理、という多様な主体が関わって保存・整備・活用が行われてきた。この多様な管理体制を整理することは、特別名勝温泉岳の現状と今後の方向性を見据えるうえで重要であるため、以下、主体ごとの管理の考え方と活動の現状を記す。

1. 文化財としての管理

文化財保護法では、名勝内での現状を変更する行為は文化庁長官の許可が必要とされている（文化財保護法第125条）。特別名勝温泉岳における過去5年間の現状変更許可申請（協議含む）の概要は表5-1-1のとおりである。特別名勝温泉岳では、年平均27件の現状変更許可申請書および協議書が提出されており、県内の文化財で最も多い件数となっている。環境省による国立公園の維持管理、林野庁による国有林の維持管理、国土交通省による国道の維持管理や改修など、公共事業に伴う現状変更が多いが、近年では、雲仙温泉街での民間事業者によるホテルや旅館の建替え、改修やこれに伴う付帯工事（配管工事等）が目立って多い傾向にある。

主要な現状変更の内容（表5-1-2）とその位置を地図上にプロットすると（図5-1-1）、雲仙温泉街での民間のホテル等の老朽化に伴う建替えや改修、温泉の取水施設の整備といった温泉施設の建設工事・改修工事が集中する傾向にある。また、温泉街では令和3年（2021）に発生した大雨による土石流災害の復旧工事が、令和4年度に小地獄地区と古湯地区で行われている。

温泉街周辺の山麓では、環境省による園路のメンテナンスのほか、国有林のスギ・ヒノキ造林地の管理を目的とした間伐が林野庁により定期的に行われている。また、田代原周辺は、国民に広く森林に親しんでもらうことを目的として林野庁が設定した「風致探勝林」となっており、視点場からの眺望機能改善を目的とした修景伐採や園路の整備が行われている。諏訪池周辺では、個人宅や倉庫、牛舎の建設、改修が主体である。

天然記念物に指定されている「原生沼沼野植物群落」では、周辺から土砂が流入して乾燥化することの対策として、長崎県による表土の鋤取りや、土砂の堆積状況のモニタリングが行われている。「普賢岳紅葉樹林」や「平成新山」では、学術研究を目的とした植物や岩石の採取が、大学や研究機関により実施されている。「野岳イヌツゲ群落」では、野岳山頂の警察無線中継所のメンテナンスに伴う工事が現状変更の主な対象である。

表 5-1-1 過去 5 年間の現状変更許可申請

内 容		実 施 主 体							合計	
		国					県	市		個人 団体
		環境省	林野庁	国交省	気象庁	警察局				
森林管理	林道整備		4							4
	間伐・伐採	1	13	1			1	1	2	19
公園管理	園地整備	1								1
	園路改修	1								1
	公園整備						1			1
土木工事	法面崩壊対策工事			2			1			3
	災害復旧						3			3
	河川改修							1		1
建造物等新築改修	建物改修	1						2	6	9
	建物解体・新築		1						21	22
	LPガス貯蔵施設設置								1	1
	熱交換施設等整備								1	1
	駐車場撤去	1	1							2
	外構整備								1	1
	土地造成								1	1
	グラウンド改修							1		1
	庭園整備								1	1
工作物設置・改修	太陽光パネル設置				1					1
	無線通信施設改修・撤去					3				3
	鉄塔塗装								1	1
	共同溝工事			2						2
	電柱設置			1						1
	道路拡幅							1		1
	カーブミラー・標識等設置			2						2
	排水路整備	1								1
	給水管・污水管新設	1							3	4
活用施設設置改修	看板設置		2				1			3
	記念碑設置							2	1	3
	四阿設置							1		1
現地調査	地籍調査							1		1
	観測機器設置 ボーリング調査			1				1		1
	地質調査			2						2
保護活動	移入植物除去						1			1
	表土除去						1			1
	植樹								4	4
学術調査	試験体採取								2	2
	昆虫採取								1	1
	植物採取								2	2
	岩石採取			1						1
合 計		7	21	12	1	3	9	11	48	112

表 5-1-2 現状変更許可申請

番号	年度	事業主体	現状変更名	内容	地区区分
1	R1	長崎森林管理署	林道整備	林道の新設工事（延長500m）	C
2	R1	長崎森林管理署	間伐	スギ・ヒノキ造林地での過密化の解消を目的とした間伐	C
3	R1	九州管区警察局	非常用発電機設備更新	野岳山頂の警察無線中継所の付帯施設の更新	A
4	R1	島原振興局	樹木伐採等	展望所からの眺望回復を目的とした雑木の伐採	C
5	R1	長崎河川国道事務所	電柱設置	国道57号線での電柱設置	D
6	R1	雲仙市	地籍調査	地積調査に伴う筆界点設置及び枝打ち	BCD
7	R1	長崎河川国道事務所	カーブミラー設置	国道57号線でのカーブミラー設置	D
8	R1	個人	建物新築工事	牛舎の新築	D
9	R1	団体	給水管新設	温泉の湯量を増やすための取水施設の整備	D
10	R1	団体(雲仙富貴屋)	建物解体・新築	老朽化により耐震基準を満たさないホテルの解体・新築	D
11	R1	国立科学博物館	試験体採取	ウンゼンナムシグサの標本採取	A
12	R1	九州地方環境事務所	施設設備撤去等	既存の野営場の施設設備の撤去	B
13	R1	長崎森林管理署	修景伐採	田代原風致探勝林の展望機能を改善するための修景伐	C
14	R1	団体	建物改修	ホテル大浴場の外壁補修	D
15	R1	団体	建物解体・建設	宿泊施設の解体新築	D
16	R1	長崎県	移入植物除去	原生沼に侵入したススキ・ササ類の除去	B
17	R1	長崎河川国道事務所	電線共同溝工事	国道57号線の架空線の撤去等	CD
18	R1	長崎河川国道事務所	地質調査	国道57号線での地質・地熱・地下水の状況把握のための調査	C
19	R1	信州大学	昆虫採取	研究目的の甲虫類・水生昆虫類の採取	A
20	R1	長崎森林管理署	林道整備	林道の新設工事（延長500m）	C
21	R1	団体	植樹	景観向上を目的としたミヤマキリシマ・ヤマモミジの植樹	C
22	R2	国立科学博物館	試験体採取	研究目的のキリシマテンナンショウの採取	AC
23	R2	長崎森林管理署	間伐	ヒノキ造林地内の過密を解消するための間伐	D
24	R2	長崎森林管理署	駐車場設置	旧放牧地の施設を撤去して遊々の森駐車場を整備	C
25	R2	個人	建物新築工事	居宅の隣接地に車庫と倉庫を兼ねた建物を新築	D
26	R2	長崎森林管理署	修景伐採	展望機能向上のための修景伐	C
27	R2	長崎河川国道事務所	道路標識設置	道路標識の柱の交換	D
28	R2	九州管区警察局	無線通信設備改修	無線通信用の通信設備の更新	AC
29	R2	団体	間伐	スギ・ヒノキ造林地での過密化の解消を目的とした間伐	C
30	R2	団体	植樹	ミヤマキリシマ・ヤマモミジ・ヤマボウシの植樹	C
31	R2	九州地方環境事務所	園地整備	既存公園の通景伐採及び園路等の再整備	CD
32	R2	団体	建物改修	研修所の外壁・屋根等の改修	D
33	R2	長崎森林管理署	看板設置	道路の分岐点に田代原の方向を示す看板を設置	C
34	R2	長崎森林管理署	林道整備	路面流出発生区間を舗装	C
35	R2	長崎県	解説板整備	既存解説板の撤去及び設置	ABC
36	R2	長崎県	表土撤去	湿原内に試験区を設定してモニタリング	B
37	R2	長崎河川国道事務所	法面崩壊対策工事	法面洗堀箇所の盛土復旧及び排水施設設置	C
38	R2	長崎森林管理署	林道新設	林道新設（延長496m）	C
39	R2	個人	建物新築工事	自宅敷地内での農業用倉庫の新築	D
40	R2	長崎河川国道事務所	電線共同溝工事	国道57号線に電線共同溝を設置	D
41	R3	長崎森林管理署	間伐	ヒノキ造林地内での過密解消のための間伐	C
42	R3	長崎河川国道事務所	地質調査	電線共同溝の設計に向けたボーリング調査	D
43	R3	九州地方環境事務所	園路改修	園路、休憩施設、駐車場等の再整備	BCD
44	R3	団体	建物解体	廃業したホテルの解体撤去	D
45	R3	長崎河川国道事務所	岩石採取	溶岩ドーム山頂での岩石採取	A
46	R3	長崎森林管理署	修景伐採	田代原風致探勝林での環境整備	C
47	R3	団体	建物改修	倉庫を公衆浴場として改修	D
48	R3	個人	建物解体新築	老朽化に伴う既存建物の建替え	D
49	R3	九州管区警察局	無線通信設備撤去	不用になった無線設備の撤去	AC
50	R3	団体	建物解体・新築	宿泊施設の解体新築	D
51	R4	個人	建物解体新築	建物の撤去及び複合施設の建設	D
52	R4	長崎河川国道事務所	法面崩壊対策工事	国道57号線沿いの法面復旧工事	C
53	R4	長崎森林管理署	除伐間伐	ヒノキ造林地内での過密を解消するための除伐及び間伐	C
54	R4	長崎県	災害復旧工事（小地獄）	斜面崩落箇所の復旧工事	CD
55	R4	長崎県	災害復旧工事（古湯）	斜面崩落箇所の復旧工事	BCD
56	R4	個人	建物解体新築	建物解体及び新築工事	D
57	R4	団体	建物新築工事	建物の新築工事	D
58	R4	個人	建物新築工事	建物の新築工事	D
59	R4	長崎県	法面復旧	ダム法面の復旧工事	C
60	R4	個人	建物改築	店舗の改修及び駐車場整備	D
61	R4	長崎森林管理署	案内看板設置	田代原風致探勝林での案内看板の設置	C
62	R4	長崎森林管理署	修景伐採	景観展望機能向上を目的とした修景伐採及び道路修繕	C
63	R4	団体	ホテル解体	ホテルの解体工事	D
64	R4	長崎森林管理署	皆伐	ヒノキ人工林での皆伐	D
65	R5	雲仙市	道路拡幅	市道の拡幅工事	D
66	R5	九州大学	標本採取	学術研究を目的としたミヤマキリシマの葉の採取	C

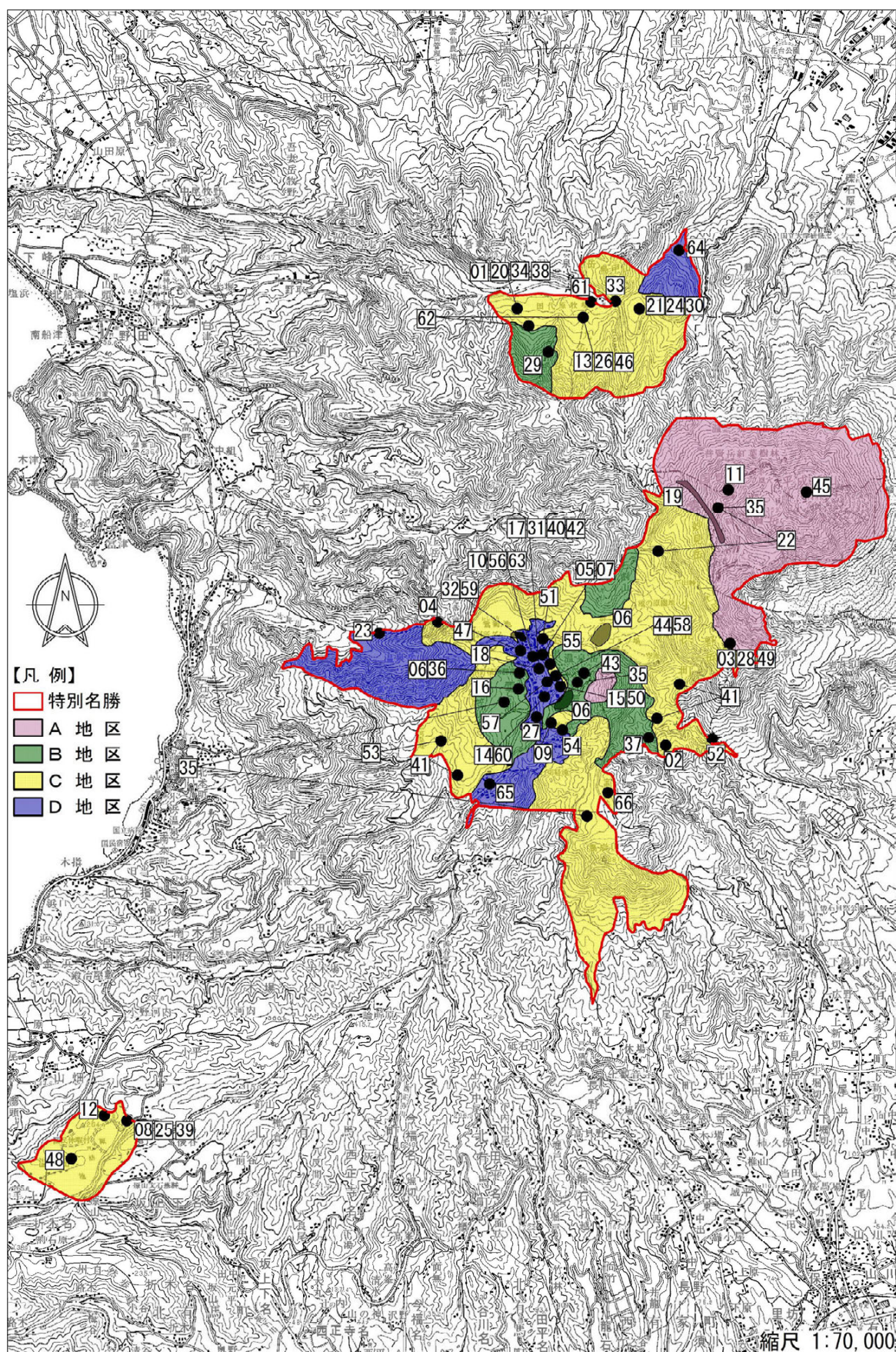


図 5-1-1 現状変更許可申請（位置図）

2. 国立公園としての管理

雲仙天草国立公園は、お雇い外国人として来日したドイツ人医師エルヴィン・ベルツの提言等により、明治44年（1911）4月に日本初の県営公園として指定された県営温泉公園を前身とし、昭和9年（1934）に日本で最初の国立公園に指定された。このうち雲仙地域は12,858haで、特別名勝温泉岳の指定範囲全域が国立公園に含まれている。国立公園は、保存管理だけでなく利用促進も重視する点が特徴であるため、規制の強い地域であっても保護だけでなく何らかの形で利用することが前提とされている。

（1）保護管理

国立公園は、必要とされる保護規制の種類や程度に応じてゾーニングおよび行為規制を行っており、雲仙地域では特別保護地区、特別地域（第1種～第3種）、普通地域がある（表5-1-3、図5-1-2）。

表5-1-3 国立公園地区区分

地区区分	概 要	行為規制	主な文化財
特別保護地区	特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区。公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。	許可制	(天) 普賢岳紅葉樹林 (天) 野岳イヌツゲ群落 (天) 平成新山
特別地域	優れた風致景観を有する陸域。	許可制	
第1種	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。	許可制	(天) 地獄地帯シロドウダン群落
第2種	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。		(天) 原生沼沼野植物群落 (天) 池の原ミヤマキリシマ群落 田代原・諏訪ノ池
第3種	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域。		—
普通地域	特別地域以外の地域で、風景の保護を図る地域。特別地域と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）といえる。	事前届出制	—

（2）活用

雲仙地域には、春のミヤマキリシマ開花時期や秋の紅葉シーズンを中心として、年間約159万人（令和3年（2021）1月～12月）が訪れている。特に雲仙温泉では、温泉や自然景観の鑑賞を目的としたハイキングやピクニックといった利用形態が多い。また、外国人の来訪者も多く、その8割をアジア人が占めている。

（3）整備

自然公園の保護または利用のための施設を、公園事業として位置づけている。公園事業には道路（車道・歩道）、園地、宿舎、休憩所、野営場、展示施設等がある。また、様々な種類の公園事業施設を総合的に整備し、快適な公園利用の拠点とすることを目的とした地区を「集団施設地区」として設定しており、雲仙地域では「雲仙温泉集団施設地区」と「雲仙諏訪ノ池集団施設地区」がある。公園事業は基本的に環境省が執行するが、地方公共団体は環境大臣と協議して公園事業の一部を執行できるほか、民間事業者も環境大臣の認可を受けて公園事業の一部を執行することができる。これにより、道路や園地の整備と維持、温泉街のホテル・公衆浴場等の営業や施設改修などが行われている。